



熊本県公報

第 1 2 2 1 8 号

平成 25 年 5 月 31 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 保安林の指定施設要件の変更に関する指定…………… (森林保全課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 3
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可…………… (漁港漁場整備課) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 5
- 生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 5
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… (") 8
- 熊本県標準鶏認定検定並びにふ化業者登録検査事務取引要項
の一部改正…………… (畜産課) 9
- 平成25年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
候補生の採用試験…………… (市町村行政課) 10
- 保安林の指定に関する予定告示…………… (森林保全課) 11
- 保安林の指定に関する予定告示…………… (") 11
- 熊本県有明海区における漁場計画 (免許の内容等)…………… (水産振興課) 11
- 天草不知火海区における漁場計画 (免許の内容等)…………… (") 12

公 告

- 家畜人工授精に関する講習会の開催…………… (畜産課) 13
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 14
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 14
- 平成24年度情報公開条例の運用状況…………… (県政情報文書課) 14
- 平成24年度個人情報保護条例の運用状況…………… (") 18
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 24
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 24
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 25
- 熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催…………… (環境保全課) 25
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 29

登 載 依 頼

- 熊本県育英資金返還金のコンビニ収納委託…………… (高校教育課) 29
- 平成25年度熊本近代文学館協議会の開催…………… (熊本近代文学館協議会) 30
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表…………… (有明海自動車航送船組合) 30

告 示

熊本県告示第563号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ほほえみのもり 菊池郡菊陽町津久礼 1 9 8 2 番 1 0 号	株式会社ほほえみのもり	平成 2 5 年 6 月 3 日

熊本県告示第 5 6 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ほほえみのもり 菊池郡菊陽町津久礼 1 9 8 2 番 1 0 号	株式会社ほほえみのもり	平成 2 5 年 6 月 3 日

熊本県告示第 5 6 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ブロッサムやつしろ 八代市郡築四番町 1 0 1 - 4	株式会社ヒューマンケア ブロッサムズ	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 6 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ブロッサムやつしろ 八代市郡築四番町 1 0 1 - 4	株式会社ヒューマンケア ブロッサムズ	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 6 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第568号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成25年5月21日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	家政婦は人妻 舐めまわす（新東宝） 白衣にしみる愛液（新東宝） いんらん家族 姉さんの下着（新東宝） SEXカウンセラー 変態めぐり療法（オーピー） 主婦マル秘不倫 後ろから出して（オーピー） 大淫乱飛び散るスケベ汁（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第569号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成25年5月21日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 道路管理者 熊本県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - 1 工区 1-1
熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字下脇2066の6、2066の4、2068の2、2068の3、2074、2075、2093の6、2093の5に隣接する無番地（道路）地先及び2093の4、2093の1、2093の8に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - 1 工区 1-2
熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字上脇2094の4及び2095の41地先公有水面
 - 2 工区
熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字八久保2335の35及び2355の2、2356に隣接する無番地（道路）地先並びに宇楠川2505の2、2506の2、2506の1、2507、2508の2、2508、2509に隣接する無番地（道路）地先公有水面
 - (2) 区域
 - 1 工区 1-1
次の(1)の地点から(11)の地点を順次直線で結んだ線及び(11)の地点と(1)の地点を結ぶ平成22年春分の日の満潮位（D.L.+3.66メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
(1)の地点 四等三角点高戸（北緯32度24分08.0289秒、東経130度23分36.7818秒の地点）から189度25分13秒828.623メートルの地点
(2)の地点 (1)の地点から152度47分35秒1.277メートルの地点
(3)の地点 (2)の地点から236度58分50秒15.734メートルの地点
(4)の地点 (3)の地点から231度15分10秒3.382メートルの地点
(5)の地点 (4)の地点から231度14分47秒12.485メートルの地点
(6)の地点 (5)の地点から231度15分26秒7.448メートルの地点
(7)の地点 (6)の地点から232度26分22秒20.572メートルの地点
(8)の地点 (7)の地点から325度21分25秒1.534メートルの地点
(9)の地点 (8)の地点から29度45分35秒22.198メートルの地点
(10)の地点 (9)の地点から35度52分19秒12.516メートルの地点
(11)の地点 (10)の地点から152度25分04秒9.270メートルの地点
 - 1 工区 1-2

次の (12) の地点から (22) の地点を順次直線で結んだ線及び (22) の地点と (12) の地点を結ぶ平成 22 年春分の日の満潮位 (D. L. + 3. 66メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (12) の地点 四等三角点高戸 (北緯 32 度 24 分 08. 0289 秒、東経 130 度 23 分 36. 7818 秒の地点) から 188 度 35 分 52 秒 811. 230メートルの地点
- (13) の地点 (12) の地点から 162 度 38 分 37 秒 11. 223メートルの地点
- (14) の地点 (13) の地点から 252 度 49 分 58 秒 4. 445メートルの地点
- (15) の地点 (14) の地点から 254 度 44 分 23 秒 0. 999メートルの地点
- (16) の地点 (15) の地点から 279 度 16 分 49 秒 1. 501メートルの地点
- (17) の地点 (16) の地点から 301 度 54 分 47 秒 1. 511メートルの地点
- (18) の地点 (17) の地点から 325 度 17 分 46 秒 1. 254メートルの地点
- (19) の地点 (18) の地点から 333 度 42 分 44 秒 2. 125メートルの地点
- (20) の地点 (19) の地点から 332 度 14 分 08 秒 10. 276メートルの地点
- (21) の地点 (20) の地点から 101 度 09 分 59 秒 1. 880メートルの地点
- (22) の地点 (21) の地点から 96 度 35 分 41 秒 2. 882メートルの地点

2 工区

次の (1) の地点から (24) の地点を順次直線で結んだ線及び (24) の地点と (1) の地点を結ぶ平成 22 年春分の日の満潮位 (D. L. + 3. 66メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (1) の地点 四等三角点高戸 (北緯 32 度 24 分 08. 0289 秒、東経 130 度 23 分 36. 7818 秒の地点) から 160 度 24 分 34 秒 745. 279メートルの地点
- (2) の地点 (1) の地点から 171 度 22 分 11 秒 0. 826メートルの地点
- (3) の地点 (2) の地点から 260 度 22 分 43 秒 11. 834メートルの地点
- (4) の地点 (3) の地点から 256 度 15 分 40 秒 5. 840メートルの地点
- (5) の地点 (4) の地点から 253 度 28 分 07 秒 13. 594メートルの地点
- (6) の地点 (5) の地点から 249 度 30 分 49 秒 5. 769メートルの地点
- (7) の地点 (6) の地点から 246 度 59 分 04 秒 8. 711メートルの地点
- (8) の地点 (7) の地点から 243 度 57 分 32 秒 8. 704メートルの地点
- (9) の地点 (8) の地点から 234 度 53 分 57 秒 8. 111メートルの地点
- (10) の地点 (9) の地点から 234 度 54 分 01 秒 16. 697メートルの地点
- (11) の地点 (10) の地点から 233 度 25 分 50 秒 39. 003メートルの地点
- (12) の地点 (11) の地点から 233 度 26 分 01 秒 1. 548メートルの地点
- (13) の地点 (12) の地点から 349 度 07 分 53 秒 0. 255メートルの地点
- (14) の地点 (13) の地点から 349 度 01 分 30 秒 50. 515メートルの地点
- (15) の地点 (14) の地点から 85 度 57 分 47 秒 2. 259メートルの地点
- (16) の地点 (15) の地点から 356 度 01 分 45 秒 1. 848メートルの地点
- (17) の地点 (16) の地点から 85 度 44 分 24 秒 7. 916メートルの地点
- (18) の地点 (17) の地点から 88 度 45 分 23 秒 8. 617メートルの地点
- (19) の地点 (18) の地点から 90 度 44 分 04 秒 6. 476メートルの地点
- (20) の地点 (19) の地点から 92 度 15 分 29 秒 15. 025メートルの地点
- (21) の地点 (20) の地点から 91 度 44 分 19 秒 15. 063メートルの地点
- (22) の地点 (21) の地点から 89 度 35 分 21 秒 15. 064メートルの地点
- (23) の地点 (22) の地点から 86 度 36 分 42 秒 14. 940メートルの地点
- (24) の地点 (23) の地点から 84 度 23 分 28 秒 14. 949メートルの地点

(3) 面積

- 1 工区 1-1 315. 99平方メートル
- 1 工区 1-2 111. 53平方メートル
- 2 工区 2, 230. 03平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成 22 年 11 月 30 日 熊本県指令漁整第 28 号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び天草広域本部天草地域振興局農林水産部漁港課並びに上天草市経済振興部農林水産課

熊本県告示第 570 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援

事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ふるさと陽向 きくち事業所 菊池市野間口380番地	アニス株式会社	平成25年5月23日

熊本県告示第571号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ツクイ合志 合志市幾久富1904番地4	株式会社ツクイ	平成25年6月1日

熊本県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーションくましき 上益城郡益城町広崎394番地1	株式会社祐将 上益城郡益城町惣領1526番地2	平成25年4月8日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション八代 八代郡氷川町宮原宇下宮後479番	セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	平成25年4月1日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
あゆみの家デイサービスセンター 玉名市中尾城ノ下465番地1	社会福祉法人浩風会 玉名市築地兎町1596番地1	平成25年4月8日
デイサービスセンターゆるりの家・松橋 宇城市松橋町久具2584番	社会福祉法人グリーンコープ福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号ヒューリック博多ビル10階	平成25年4月1日
デイサービスセンター千鳥庵 荒尾市増永275-2	株式会社ケアサポートあらお 荒尾市増永275-2	平成25年5月1日
デイサービス常笑みんなのおうち 球磨郡湯前町1864番地	株式会社常笑 球磨郡湯前町1864番地	平成25年4月2日

デイサービスセンター弥生 八代市井上町328-1	社会福祉法人太田郷福祉会 八代市井上町330番地	平成25年4月2 2日
-----------------------------	-----------------------------	----------------

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	平成25年4月1 2日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	平成25年4月1 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
あゆみの家デイサービスセンター 玉名市中尾城ノ下465番地1	社会福祉法人浩風会 玉名市築地兎町1596番地1	平成25年4月8 日
デイサービスセンターゆるりの家・松橋 宇城市松橋町久具2584番	社会福祉法人グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号ヒューリック博多ビル10階	平成25年4月1 日
デイサービスセンター千鳥庵 荒尾市増永275-2	株式会社ケアサポートあらお 荒尾市増永275-2	平成25年5月1 日
デイサービスセンター弥生 八代市井上町328-1	社会福祉法人太田郷福祉会 八代市井上町330番地	平成25年4月2 2日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	平成25年4月1 2日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	平成25年4月1 2日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	株式会社大夢 八代市古城町2568番地1	平成25年4月1 2日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
こころ居宅介護支援事業所 山鹿市鹿本町中川1009番地の5	合同会社こころ 山鹿市鹿本町中川1009番地の5	平成25年4月2 日

あゆみの家居宅介護支援センター 玉名市中尾城ノ下465番地1	社会福祉法人浩風会 玉名市築地兔町1596番地1	平成25年4月1日
-----------------------------------	-----------------------------	-----------

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年4月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年4月1日

熊本県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ヘルパーステーション ふきのとう 人吉市東間上町字下津留281 1番地1	医療法人清藍会 人吉市西間上町2563番地7	平成25年4月1 5日
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町1番21号	医療法人一陽会 天草市諏訪町1番21号	平成25年4月1 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
通所介護デイサービスセンター ふきのとう 人吉市東間上町字下津留281 1番地1	医療法人清藍会 人吉市西間上町2563番地7	平成25年4月1 5日
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町1番21号	医療法人一陽会 天草市諏訪町1番21号	平成25年4月1 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ヘルパーステーション ふきのとう 人吉市東間上町字下津留281 1番地1	医療法人清藍会 人吉市西間上町2563番地7	平成25年4月1 5日
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町1番21号	医療法人一陽会 天草市諏訪町1番21号	平成25年4月1 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
通所介護デイサービスセンター ふきのとう 人吉市東間上町字下津留281	医療法人清藍会 人吉市西間上町2563番地7	平成25年4月1 5日

1 番地 1		
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町 1 番 2 1 号	医療法人一陽会 天草市諏訪町 1 番 2 1 号	平成 2 5 年 4 月 1 日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 ふきのとう 人吉市東間上町字下津留 2 8 1 1 番地 1	医療法人清藍会 人吉市西間上町 2 5 6 3 番地 7	平成 2 5 年 4 月 1 日 5 日

熊本県告示第 5 7 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
八代市医師会 訪問看護ステーション	八代市平山新町 4 4 3 8 - 3	開設者名称		平成 2 5 年 4 月 1 日
		社団法人八代市医師会	一般社団法人八代市医師会	
鹿本郡市医師会福祉看護センター	山鹿市山鹿 1 2 2 - 9	開設者名称		平成 2 5 年 4 月 1 日
		社団法人鹿本郡市医師会	一般社団法人鹿本郡市医師会	

(介護予防訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
八代市医師会 訪問看護ステーション	八代市平山新町 4 4 3 8 - 3	開設者名称		平成 2 5 年 4 月 1 日
		社団法人八代市医師会	一般社団法人八代市医師会	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
八代市医師会 居宅介護支援事業所	八代市平山新町 4 4 3 8 - 3	開設者名称		平成 2 5 年 4 月 1 日
		社団法人八代市医師会	一般社団法人八代市医師会	
鹿本郡市医師会福祉看護センター	山鹿市山鹿 1 2 2 - 9	開設者名称		平成 2 5 年 4 月 1 日
		社団法人鹿本郡市医師会	一般社団法人鹿本郡市医師会	

熊本県告示第 5 7 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第

50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町1番21号	医療法人社団平成会 天草市諏訪町1番21号	平成25年3月31日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町1番21号	医療法人社団平成会 天草市諏訪町1番21号	平成25年3月31日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町1番21号	医療法人社団平成会 天草市諏訪町1番21号	平成25年3月31日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町1番21号	医療法人社団平成会 天草市諏訪町1番21号	平成25年3月31日

(地域包括支援センター)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
玉名市南部包括支援センター 玉名市伊倉北方272	医療法人信和会 福岡県大牟田市黄金町1丁目178	平成25年3月31日
玉名市西部包括支援センター 玉名市中尾465番地1	社会福祉法人浩風会 玉名市築地兎町1596番地1	平成25年3月31日

熊本県告示第576号

熊本県標準鶏認定検定並びにふ化業者登録検査事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県標準鶏認定検定並びにふ化業者登録検査事務取扱要項の一部を改正する要項
熊本県標準鶏認定検定並びにふ化業者登録検査事務取扱要項（昭和37年熊本県告示第487号）の一部を次のように改正する。

第1中「規則」を「省令」に、「行なう」を「行う」に改め、「。以下「規則」という。」を削る。

第2第1項中「毎年適当と認める職員のうちから標準鶏認定検査員（以下「検査員」という。）を」を「職員のうちから毎年適当と認める者を標準鶏認定検査員（以下「検査員」という。）に」に改め、同第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第3中「標準鶏は」を「標準鶏認定検査に合格するためには」に、「規則」を「省令」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同第1号中「もの」を「こと」に改め、「特に「ひな白痢」については陽性鶏が検査羽数の5%以内であること。」を削り、同第2号中「法、及び規則の定めるもののほか、」を削り、「及び産地」を「であって産地」に改め、同第4号中「種鶏業者1人の飼養羽数は」を「種鶏業者の飼養羽数は、」に改める。

第4中「規則」を「省令」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同第3号中「設置している」を「設置していること」に改める。

第6第1項中「各地域振興局又は熊本農政事務所」を「各広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本農政事務所」に、「毎月5日までに県公報掲載手続きを行なうもの」を「県公報にて公告を行うもの」に改める。

第6第2項を次のように改める。

- 2 知事は、登録ふ化業者選定検査において、検査員及び各広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本農政事務所の職員をして検査を行わせるものとする。

第7を次のように改める。

第7 検査員は、標準鶏認定検査成績書（別記第2号様式）及び標準鶏認定検査集計（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 検査員は、前年度の標準鶏認定検査成績報告書（別記第4号様式）を毎年4月10日までに知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

熊本県告示第577号

平成25年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の応募資格及び受付期間が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 応募資格
 - (1) 男子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
 - (2) 女子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の女子
- 2 受付期間
 - (1) 男子
年間を通じ実施する。細部については、自衛隊熊本地方協力本部募集課に問い合わせるか、自衛隊熊本地方協力本部ホームページを確認すること。
 - (2) 女子
平成25年8月1日（木）から9月6日（金）までとする。
- 3 試験期日
 - (1) 男子
受付時に指定する。
 - (2) 女子
平成25年9月24日（火）及び25日（水）
- 4 試験場の位置及び名称
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 連絡先の名称及び位置等
 - (1) 各募集事務所

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒862-0971 熊本市中央区大江四丁目2番21号	096-366-1271
熊本分駐所	〒862-0971 熊本市中央区大江四丁目2番21号	096-366-1274
熊本募集案内所	〒862-0954 熊本市中央区神水一丁目3番7号	096-384-6330
宇城募集案内所	〒869-0407 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0064 玉名市中1908番地2	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地	0968-24-2772

八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町一丁目11番5号 水俣商工会議所2階	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地1 3 沖田ビル1階	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町13号	0969-22-3349
阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546番地3	0967-22-4575

(2) 自衛隊熊本地方協力本部ホームページアドレス
<http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/>

熊本県告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成25年5月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

I 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字上奥戸3430番

II 指定の目的 土砂の流出の防備

III 指定施業要件

I) 立木の伐採の方法

I 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字上奥戸3430番（次の図に示す部分に限る。）

II その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

III 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

IV 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

II) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成25年5月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字筒井迫870番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字筒井迫870番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第580号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県有明海区

における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区又は関係地区並びに存続期間を次のとおり定めた。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 別冊のとおり
 - (2) 漁業の時期 //
 - (3) 漁場の位置 //
 - (4) 漁場の区域 //
- 2 地元地区又は関係地区 //
- 3 制限又は条件 //
- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年6月3日から平成25年7月16日まで
- 6 免許の存続期間

漁 場 計 画 番 号	存 続 期 間
有共第1号から有共第21号まで	免許の日から平成35年8月31日まで
有区第1号から有区第16号まで	免許の日から平成30年8月31日まで
有区第18号から有区第39号まで	//
有区第41号から有区第46号まで	//
有区第51号及び有区第61号	//
有区第71号から有区第73号まで	//

熊本県告示第581号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区又は関係地区並びに存続期間を次のとおり定めた。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 別冊のとおり
 - (2) 漁業の時期 //
 - (3) 漁場の位置 //
 - (4) 漁場の区域 //
- 2 地元地区又は関係地区 //
- 3 制限又は条件 //
- 4 免許予定日 平成25年9月1日
- 5 申請期間 平成25年6月3日から平成25年7月16日まで
- 6 免許の存続期間

漁 場 計 画 番 号	存 続 期 間
天共第1号から天共第15号まで	免許の日から平成35年8月31日まで
天定第1号及び天定第2号	免許の日から平成30年8月31日まで
天区第1号から天区第31号まで	免許の日から平成35年8月31日まで
天区第201号から天区第247号まで	//
天区第301号から天区第312号まで	//
天区第401号から天区第404号まで	免許の日から平成30年8月31日まで
天区第501号から天区第574号まで	//
天区第591号から天区第595号まで	//
天区第651号から天区第662号まで	//
天区第701号から天区第714号まで	//
天区第731号から天区第738号まで	//

天区第751号から天区第759号まで	免許の日から平成30年8月31日まで
天区第771号	〃
天区第781号から天区第795号まで	〃
天区第801号から天区第803号まで	〃
天区第811号	〃
天区第851号から天区第852号まで	〃
天区第901号から天区第962号まで	〃
火共第1号から火共第7号まで	免許の日から平成35年8月31日まで
火区第1号及び火区第21号	〃
火区第41号から火区第49号まで	免許の日から平成30年8月31日まで
火区第61号	〃
火区第73号から火区第79号まで	〃
火区第81号から火区第83号まで	〃
火区第85号	〃
火区第90号から火区第93号まで	〃
火区第95号及び火区第96号	〃
火区第98号	〃
火区第113号から火区第115号まで	〃
火区第117号及び火区第118号	〃
火区第131号から火区第134号まで	〃
火区第141号	〃
火区第151号から火区第153号まで	〃
火区第161号及び火区第162号	〃
火区第171号及び火区第172号	〃
火区第181号及び火区第182号	〃
火区第191号	〃

公 告

熊本県公告第314号
 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。
 平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者
熊本県立農業大学の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
- 3 講習会の対象人数
30人程度
- 4 講習会の開催期間及び場所
 - (1) 期間
平成25年7月29日（月）から平成25年8月27日（火）まで
（8月15日、16日並びに土曜日及び日曜日を除く20日間）
 - (2) 場所
合志市栄3805 熊本県立農業大学校
- 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況等により延期し、又は実施しない場合がある。

熊本県公告第315号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第139 8号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量： 6.0 りん酸全量： 4.0 加里全量： 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成28 年6月8 日
熊本県肥 第137 2号	炭酸カルシウム肥料	18.0炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：18.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成31 年6月9 日
熊本県肥 第137 3号	生石灰	肥料用生石灰	アルカリ分：80.0	該当なし	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地	平成31 年6月9 日

熊本県公告第316号

県営羊角湾周辺二期地区（大ノ浦東換地区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写を縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成25年5月31日から
平成25年6月28日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第317号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65条）第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成10年熊本県告示第826号）第7（2）の規定により、平成24年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

(単位:件)

区 分	請求・申出に対する決定等件数	請求・申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	653 (825)	376 (480)	158 (215)	5 (4)	29 (40)	85 (86)	0 (0)
開示申出	12 (8)	3 (1)	3 (4)	0 (0)	0 (1)	6 (2)	0 (0)
合 計	665 (833)	379 (481)	161 (219)	5 (4)	29 (41)	91 (88)	0 (0)

* ()内の数字は、平成23年度の状況。

* 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいう。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	請求に対する決定等件数	請求に対する決定等の内容					開示申出	申出に対する決定等の内容									
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ		処理中	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中			
知事公室		5	2	1		1	1	0										
総務部		35	1	28			6	0										
企画振興部		6	2	3		1		0										
健康福祉部		76	19	32	2	4	19	3	1						2			
環境生活部		21	4	4	2	4	7	0										
商工観光労働部		16	8	6		1	1	1		1								
農林水産部		34	25	2		7		0										
土木部		155	122	6		9	18	1							1			
出納局		0	0	0				0										
企業局		15	13	0			2	0										
地域振興局		212	162	30		3	17	4		2					2			
小計		575	358	112	4	23	78	9	1	3	0	0	0	0	5	0		
議会		1	1					0										
教育委員会		24	9	5		3	7	2		2								
選挙管理委員会		4	3	1				0										
人事委員会		3		1		2		1							1			
監査委員		2		2				0										
公安委員会		0						0										
警察本部長		43	4	37	1	1		0										
労働委員会		0						0										
収用委員会		0						0										
熊本県有明海区漁業調整委員会		0						0										
天草不知火海区漁業調整委員会		0						0										
内水面漁場管理委員会		0						0										
病院事業の管理者		0						0										
公立大学法人熊本県立大学		0						0										
熊本県住宅供給公社		1	1					0										
熊本県道路公社		0						0										
合計		653	376	158	5	29	85	12	3	3	0	0	0	0	6	0		

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 2 3 年度末 現在審理継続中 のもの	平成 2 4 年度中 の申立て	決 定				取下げ	平成 2 4 年度末 現在未決定のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
7 6 件 (3 人)	3 件	0	2	0	0	0	7 7 件 (3 人)

* () 内は不服申立人の人数

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	1, 3 4 4
	枚 数	5 4, 1 2 0
行政資料の有償頒布の状況	件 数	7 2 0
	冊 数	1, 5 0 2

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況			
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定
1 5 8 (1 5 9)	6 8 (7 1)	3 4 (2 9)	4 5 (4 6)	1 1 (1 3)

(2) 会議の公開の状況

平成 2 4 年度に会議を開いた審議会等の数	1 2 1 (1 2 9)
延べ開催回数及びその公開の状況	6 1 9 回 (6 3 3 回)
公開	2 0 3 回
一部公開	2 0 回
非公開	3 8 8 回
現地審議等	8 回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	6 7 3 人 (3 6 2 人)

* () 内の数字は、平成 2 3 年度の状況を示す。

* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

熊本県公告第 3 1 8 号

熊本県個人情報保護条例(平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号)第 4 2 条の規定により、平成 2 4 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件 数
知 事	知事公室	15
	総務部	98
	企画振興部	46
	健康福祉部	431
	環境生活部	133
	商工観光労働部	84
	農林水産部	210
	土木部	140
	出納局	3
	企業局	11
	地域振興局	11
	小 計	1,182
議会		11
教育委員会		115
選挙管理委員会		5
人事委員会		10
監査委員		3
公安委員会		1
警察本部長		112
労働委員会		5
収用委員会		2
熊本県有明海区漁業調整委員会		2
天草不知火海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		2
病院事業の管理者		4
公立大学法人熊本県立大学		18
合 計		1,474

(注)登録対象事務とは、条例第6条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位:件)

請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容				
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
91 (83)	30 (25)	59 (48)	0 (1)	1 (4)	1 (5)

* () 内は平成 2 3 年度の状況を示す。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求 に対する 決定等	請求に対する決定等の内容				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知 事	知事公室	0					
	総務部	0					
	企画振興部	0					
	健康福祉部	6	2	3		1	
	環境生活部	14	3	11			
	商工観光労働部	0					
	農林水産部	0					
	土木部	1	1				
	出納局	0					
	企業局	0					
	地域振興局	2	1			1	
小 計	23	7	14	0	1	1	
議会		0					
教育委員会		11	8	3			
選挙管理委員会		0					
人事委員会		5	5				
監査委員		0					
公安委員会		0					
警察本部長		50	9	41			
労働委員会		0					
収用委員会		0					
熊本県有明海区漁業調整委員会		0					
天草不知火海区漁業調整委員会		0					
内水面漁場管理委員会		0					
病院事業の管理者		2	1	1			
公立大学法人熊本県立大学		0					
合 計		91	30	59	0	1	1

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 2 3 年 度末現在審 理継続中の もの	平成 2 4 年 度中の申立 て	決 定				取下げ	平成 2 4 年 度末現在審 理継続中の もの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
0	2	0	1	0	1	0	0

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員選考考査	7	261	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	0	13	
熊本県准看護師試験	1	501	
歯科技工士国家試験	12	30	
熊本県調理師試験	42	956	
熊本県製菓衛生師試験	2	51	
熊本県ふぐ処理師試験	8	38	
登録販売者試験	7	373	
毒物劇物取扱者試験	5	362	
熊本県クリーニング師試験	0	22	
狩猟免許試験	1	304	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	7	
熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会	0	18	
職業訓練指導員試験	1	14	
技能検定試験	2	2,197	
採石業務管理者試験	0	46	
砂利採取業主任者試験	0	10	
熊本高等技術訓練校訓練生入校選考	3	91	
熊本県立技術短期大学校一般入試	16	100	
熊本県立技術短期大学校推薦入試	9	75	
農業大学校入学者選抜試験	5	101	
農業指導士認定試験	0	66	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	35	
熊本県臨時職員採用試験	4	291	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	3	99	
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	0	8	
熊本県水産研究センター臨時職員採用試験	0	44	
熊本県非常勤職員採用試験	6	598	
計	134	6,711	

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
非常勤職員採用試験	1	59	
計	1	59	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
非常勤職員採用試験	0	111	
計	0	111	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員採用試験(大学卒業程度)	434	2,123	
職員採用試験(短大卒業程度)	6	86	
職員採用試験(高校卒業程度)	45	230	
職員採用試験(警察官A)	124	1,274	
職員採用試験(警察官B)	60	881	
職員採用試験(身体障がい者対象)	3	34	
計	672	4,628	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
熊本県警察職員選考採用試験	0	81	
熊本県警察臨時職員採用試験	0	11	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	4	151	
警備員検定	11	11	
改正警備業法(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査	5	5	
警備員指導教育責任者講習修了考査	37	42	
機械警備業務管理者講習修了考査	6	6	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	42	84	
駐車監視員資格者講習修了考査	2	11	
教習指導員資格審査	0	64	
技能検定員資格審査	0	28	
停止処分者講習	19	3,848	
運転免許試験(原付免許試験、小型特殊免許試験以外)	4,061	31,282	
原付免許試験	152	309	
小型免許試験	2	2	
非常勤職員採用試験	0	10	
計	4,341	35,945	

病院事業の管理者

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
非常勤職員採用試験	0	4	
計	0	4	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
一般入試	55	1,164	
自己推薦型入試	2	223	
特別選抜	1	164	
大学院入試	12	63	
職員採用試験	3	69	
計	73	1,683	

総 計	5,221	49,141	
-----	-------	--------	--

(注)

- ・本表は、平成 2 4 年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成 2 5 年度にまたがったものも含む。ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の 5 月 1 日から 6 月 3 0 日までであるので、平成 2 3 年度中に実施した試験についての実績を計上している。

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

0 件

7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0 件

9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

10 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位:件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)

* () 内は平成 2 3 年度の状況を示す。

熊本県公告第 3 1 9 号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	福村 三男	菊池市隈府 4 7 3 番地 3 1

熊本県公告第 3 2 0 号

熊本市に事務所を置く金峰南麓土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岩本 誠也	熊本市西区小島 8 丁目 6 番 3 0 号
理事	福島 直人	熊本市西区小島 9 丁目 3 番 1 1 号
理事	白石 勲	熊本市西区松尾町上松尾 4 1 7 2 番地 2
理事	福島 弘行	熊本市西区松尾町上松尾 4 2 4 4 番地
理事	中村 幸人	熊本市西区松尾町近津 2 4 6 番地
理事	下津 幸孝	熊本市西区松尾町近津 1 0 4 1 番地 2
理事	稼農 茂秋	熊本市西区松尾町平山 6 4 番地
理事	稼農 寿男	熊本市西区松尾町平山 6 8 番地
理事	藤本 秀正	熊本市西区松尾町平山 9 3 6 番地
理事	豊田 智幸	熊本市西区松尾町平山 5 4 番地
理事	小嶋 弘彰	熊本市西区松尾町上松尾 2 0 7 9 番地
理事	平川 康征	熊本市西区松尾町上松尾 2 6 8 0 番地
監事	田尻 幸博	熊本市西区小島下町 1 8 1 番地 2
監事	中村 栄	熊本市西区松尾町近津 1 1 6 0 番地
監事	本田 孝治	熊本市西区松尾町上松尾 3 0 3 6 番地
就任		
理事	小嶋 弘彰	熊本市西区松尾町上松尾 2 0 7 9 番地
理事	福島 弘行	熊本市西区松尾町上松尾 4 2 4 4 番地
理事	小島 武士	熊本市西区松尾町上松尾 2 7 6 3 番地
理事	白石 勲	熊本市西区松尾町上松尾 4 1 7 2 番地 2
理事	岩本 誠也	熊本市西区小島 8 丁目 6 番 3 0 号
理事	松村 篤	熊本市西区小島 5 丁目 1 4 番 2 号
理事	下津 幸孝	熊本市西区松尾町近津 1 0 4 1 番地 2
理事	牛嶋 康之	熊本市西区松尾町近津 7 4 6 番地
理事	井上 俊春	熊本市西区松尾町平山 9 4 6 番地

理事	本田 正英	熊本市西区松尾町平山1061番地
理事	小嶋 新一	熊本市西区松尾町平山376番地1
理事	本田 一郎	熊本市西区松尾町平山915番地
監事	平川 康征	熊本市西区松尾町上松尾2680番地
監事	福島 直人	熊本市西区小島9丁目3番11号
監事	牛嶋 博壽	熊本市西区松尾町近津212番地

熊本県公告第321号

熊本市に事務所を置く大門樋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	鶴田 栖僖	熊本市南区畠口町250番地
就任 理事	中野 光義	熊本市南区畠口町166番地

熊本県公告第322号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 八代市 八代市長 福島 和敏
 - (2) 住所 熊本県八代市松江城町1番25号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 八代市環境センター建設事業
 - (2) 種類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業
 - (3) 規模 134トン/日
- 3 対象事業実施区域の位置

八代市港町地内
- 4 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年7月4日（木） 午後2時から午後5時まで
 - (2) 場所 熊本県八代市新町5番20号 やつしろハーモニーホール
- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項

対象事業の環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、平成25年6月20日（木）までに、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面（以下「公述申出書」という。別紙様式を参照のこと。）を提出するものとする。

なお、郵送の際は、封筒の表に「申出書在中」と朱書きすること。

 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
 - (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 対象事業の名称
 - (4) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 公述申出書の提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
- 8 公述に関する注意事項
 - (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、1人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）

- (3) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
- (4) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
- (5) 公聴会において発言できる者は公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
- (6) 対象事業の事業内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。

9 傍聴について

傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は、受付順とする。

なお、開催場所の駐車場に限りがあるので、できるだけ公共交通機関を利用すること。

10 開催の中止について

前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。

11 問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号096-333-2268

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

公述申出者

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 連絡先 _____

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

対象事業の名称 「八代市環境センター建設事業」

意見の要旨

(準備書についての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。)

・上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。

・提出期限 平成25年6月20日(木)

熊本県公告第 3 2 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ八代中北店
八代市中北町 3 1 1 4 番 4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信	福岡県朝倉市一ツ木 1 1 4 8 番地の 1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 3 9 9 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 5 6 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 1 6 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 5 0 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地北側 1 0 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
2 4 時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
2 4 時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2 箇所 建物敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
2 4 時間
- 7 届出年月日
平成 2 5 年 5 月 2 2 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務振興課
平成 2 5 年 5 月 3 1 日から平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで

登載依頼

熊本県教育委員会公告第 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり熊本県育英資金返還金に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第 6 項において準用する同令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

熊本県教育委員会委員長 米沢 和彦

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港一丁目 8 番 2 7 号	収納事務の とりまとめ	平成 2 5 年 4 月 1 0 日から 平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
株式会社セブンーイレブン・ジャパン 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	直営店舗又 は加盟店舗 における収 納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号	同上	同上

株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	直営店舗又は加盟店舗における収納事務	平成25年4月10日から平成26年3月31日まで
株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上	同上
株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番1号	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900	同上	同上
株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	同上	同上

熊本近代文学館協議会公告第1号

熊本近代文学館協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成25年5月31日

熊本近代文学館協議会

- 1 開催日時
平成25年6月5日（水）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区出水2丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題
(1) 熊本近代文学館の熊本歴史・文学館（仮称）への拡充について
(2) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区出水2丁目5番1号
熊本県立図書館総務課総務企画係
(電話 096-384-5000)

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成25年5月31日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船事業の平成24年度下半期（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

- (1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 169,489 台、車両収入 395,321,360 円、同乗旅客数 212,156 人、同乗旅客収入 77,034,370 円、一般旅客数 38,091 人、一般旅客収入 15,602,770 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 2,028 台（1.2%）の増、車両収入 12,286,750 円（3.2%）の増、同乗旅客数 8,156 人（4.0%）の増、同乗旅客収入 2,965,080 円（4.0%）の増、一般旅客数 3,274 人（9.4%）の増、一般旅客収入 1,269,490 円（8.9%）の増となる。

(2) 職員数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

一般職員 10 人

船舶職員 16 人

合計 26 人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

なし

イ 規則

なし

(4) 議会議決事項

○ 平成 25 年 3 月 25 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 1 回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第 1 号 平成 24 年度有明海自動車航送船事業会計補正予算（第 1 号）

第 2 号 平成 25 年度有明海自動車航送船事業会計予算

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表 1

イ 貸借対照表 別表 2

(6) 平成 25 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表 3

別表 1

平成 24 年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
(平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

単位：円

1	営業収益			
		464,722,383		
(1)	運航収入	(943,668,366)		
		7,437,612	472,159,995	
(2)	運航雑収入	<u>(14,097,961)</u>	<u>(957,766,327)</u>	
2	営業費用			
		2,708,395		
(1)	一般管理費	(5,475,124)		
		256,403,521		
(2)	運航経費	(522,863,773)		
		184,977,599	444,089,515	
(3)	運航管理費	<u>(340,886,850)</u>	<u>(869,225,747)</u>	
	営業利益			28,070,480
				<u>(88,540,580)</u>
3	営業外収益			
		1,973,694		
(1)	受取利息及び配当金	(2,743,181)		
		6,273,753	8,247,447	
(2)	雑収入	<u>(10,556,559)</u>	<u>(13,299,740)</u>	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		15,194	15,194	8,232,253
(2)	雑支出	<u>(15,194)</u>	<u>(15,194)</u>	<u>(13,284,546)</u>
	経常利益			36,302,733
				<u>(101,825,126)</u>
5	特別利益			
		0	0	0
(1)	固定資産売却益	(83,892,790)	(83,892,790)	<u>(83,892,790)</u>
	当年度純利益			36,302,733
				<u>(185,717,916)</u>
	前年度繰越欠損金			790,186,001
				<u>(790,186,001)</u>
	当年度未処理欠損金			604,468,085
				<u>(604,468,085)</u>

() は決算見込み

別表 2

平成 24 年度有明海自動車航送船事業貸借対照表 (予定)

(平成 25 年 3 月 31 日)

単位:円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 船 舶	2,767,244,083		
減価償却累計額	<u>1,623,174,928</u>	1,144,069,155	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	811,456,618		
減価償却累計額	<u>317,436,749</u>	494,019,869	
ニ 構 築 物	225,779,270		
減価償却累計額	<u>183,569,018</u>	42,210,252	
ホ 備 品	36,304,242		
減価償却累計額	<u>23,466,877</u>	12,837,365	
ヘ 機 械 装 置	3,840,400		
減価償却累計額	<u>3,648,380</u>	<u>192,020</u>	
有形固定資産合計			1,705,491,802
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>4,157,820</u>	
無形固定資産合計			4,915,420
(3) 投 資			
イ 出 資 金		10,000,000	
ロ 有 価 証 券		<u>197,735,000</u>	
投資合計			<u>207,735,000</u>
固定資産合計			1,918,142,222
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		764,456,136	
(2) 未 収 金		17,331,130	
(3) 前 払 金		542,465	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>783,329,731</u>
資 産 合 計			<u>2,701,471,953</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 退職給与引当金		351,426,429	
(2) 修繕準備引当金		21,599,323	
(3) 長期借入金		300,000,000	
(4) 長期前受金		700,000,000	
固定負債合計			1,373,025,752
4 流 動 負 債			
(1) 未払金		28,088,835	
(2) 預り金		2,469,774	
(3) 賞与引当金		12,270,000	
(4) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			<u>43,828,609</u>
負債合計			1,416,854,361

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1) 自己資本金		1,855,650,000	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>0</u>		
借入資本金合計		<u>0</u>	
資本金合計			1,855,650,000
6 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	<u>22,908,550</u>		
資本剰余金合計		33,435,677	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当年度未処理欠損金	<u>604,468,085</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 604,468,085</u>	
剰余金合計			<u>△ 571,032,408</u>
資本合計			<u>1,284,617,592</u>
負債資本合計			<u>2,701,471,953</u>

別表 3

平成 25 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第 1 条 平成 25 年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	12,800 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	345,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	437,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	75,000 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 事 業 収 益	998,632	千円
第 1 項 営 業 収 益	992,447	千円
第 2 項 営 業 外 収 益	6,185	千円
	支 出	
第 1 款 事 業 費	977,825	千円
第 1 項 営 業 費 用	953,825	千円
第 2 項 営 業 外 費 用	4,000	千円
第 3 項 予 備 費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的支出額 18,000 千円は、過年度分損益勘定留保資金 18,000 千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	0	千円
	支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	18,000	千円
第 1 項 建 設 改 良 費	15,000	千円
第 2 項 予 備 費	3,000	千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務コンピューターリース	平成 25 年度	3,000 千円
	平成 26 年度	3,000 千円
	平成 27 年度	3,000 千円
	平成 28 年度	3,000 千円
	平成 29 年度	3,000 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	279,578 千円
(2) 交際費	400 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。